

(1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
18/11/27	火	11:30	教育委員会定例会 仁王小学校給食視察	仁王小学校
		15:00	岩手県PTA連合会樋下事務局長来訪	都南分庁舎 教育長室
18/11/28	水	13:00	県教委学校調整課佐藤総括課長外2名来訪(H31研修関係)	都南分庁舎 教育長室
		16:15	市長と教育委員会の予算に関する懇談会	本庁舎 404会議室
		18:00	市長と教育委員会の予算に関する懇談会後の懇親会	エスポワールいわて し波竹
18/11/29	木	10:45	【協議会】H30第45回岩手県小中学校副校長会研究大会開会行事(祝辞)	県民会館 大ホール
		18:00	【協議会】H30第45回岩手県小中学校副校長会研究大会開会レセプション(祝辞)	サンセール盛岡
18/11/30	金	9:20	盛岡市特別支援教育研究会H30第46回盛岡地区合同学習発表会(挨拶)	キャラホール 大ホール
18/12/01	土	10:00	SICEプログラム・クロージングレセプション(挨拶)	上田公民館
18/12/02	日			
18/12/03	月	14:00	盛岡市教育振興推進委員会常任委員会②	都南分庁舎 大会議室
18/12/04	火	13:00	【市議会】招集初日	本庁舎 議場
			議会終了後 盛岡教育事務所長訪問	盛岡教育事務所
18/12/05	水			
18/12/06	木			
18/12/07	金			
18/12/08	土			
18/12/09	日			
18/12/10	月	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
18/12/11	火	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
18/12/12	水	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
18/12/13	木	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
18/12/14	金	13:30	高松二丁目町内会小枝指会長, 上田三小路町内会小田原会長来訪	都南分庁舎 教育長室
18/12/15	土			
18/12/16	日			
18/12/17	月	10:00	【市議会】議案質疑	本庁舎 議場
18/12/18	火	10:00	【市議会】総務常任委員会	本庁舎 委員会室
		14:00	【市議会】教育福祉常任委員会	本庁舎 委員会室
18/12/19	水	10:00	県教委学校教育課佐藤特別支援教育課長外1名来訪(いわて特別支援教育推進プラン関係)	都南分庁舎 教育長室
18/12/20	木			
18/12/21	金	13:00	【市議会】定例会最終日	本庁舎 議場
		18:00	市議会議員との懇親会	ホテルニューカリーナ
18/12/22	土	11:30	【市長代理】第40回東北中学校スケート・アイスホッケー大会・第30回東北高等学校スケート競技選手権大会・第48回東北スケート競技選手権大会スピードスケート競技開会式(歓迎の言葉)	県青少年会館 大会議室
18/12/23	日	18:00	盛岡芸術協会第47回芸術懇談会	ホテル東日本
18/12/24	月			
18/12/25	火			
18/12/26	水	14:00	教育委員会定例会 子ども科学館視察	子ども科学館

(2) 平成30年12月市議会定例会の概要について

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
12月10日 (月)	<一括質問>			
	1 菊田 隆 (盛友会)		【市の幼児教育について】	
		教育長	(1) 市内幼稚園・保育園の現状と課題 市立幼稚園の現状と課題を示せ	学務教職員課
			【教育課題について】	
		教育長	(1) 人口減少化進展における市内小・中学校の現状と今後 本年の市内小中学校の新入生、在校生の状況を示せ	学務教職員課
		教育長	児童数150人以下の小学校名と在席児童数を示せ	学務教職員課
		教育長	生徒数の少ない中学校5校の学校名と在席生徒数を示せ	学務教職員課
		教育長	それらの地域の今後の見通しを教育委員会はどのように 考え取り組むのか所見を示せ	学務教職員課
		教育長	(2) 市内小・中・高校でのいじめの現状と対策 2017年度の盛岡市のいじめの件数とその内容を示せ	学校教育課
		教育長	不登校の状況はどうか	学校教育課
		教育長	(3) 教員の部活指導 教員の部活指導手当見直しに対し岩手県はどのように考 えているのか	学校教育課
		教育長	市立高校での部活動指導への対応の現状を示せ	学校教育課
		教育長	教員の部活動指導に係る負担についての所見を示せ	学校教育課
		教育長	(4) 小学校における2020年プログラミング教育必修化に 向けての課題と対策 プログラミング教育の必修化によりこれまでのコン ピューター教育とどのように違ってくるのか	学校教育課
		教育長	成績の優劣はつけるのか	学校教育課
		教育長	現在の教育用コンピューターの整備状況で2年後のプロ gramming教育必修化に対応できるのか	学校教育課
		教育長	(5) 市内小・中学校での給食 当時の特別委員会の決議・報告への対応の遅さに対し教 育長はどうか考えるか	学務教職員課
		教育長	学校給食アンケートで保護者の4人に1人が学校給食を 希望していないことについての所見を示せ	学務教職員課
	教育長	市内全ての児童生徒に完全給食を実施するため旧市内の 小学校も含め全てセンター方式にすべきと考えるが当局 の考えを示せ	学務教職員課	
	2 大畑 正二 (創盛会)		【教育行政について】	
		市長	(1) 歴史的風致維持向上計画 歴史的風致維持向上計画の認定によりどのような事業を どのように進めようとしているのか	歴史文化課
		市長	計画の達成期間と社会資本整備総合交付金の内容につい て示せ	歴史文化課
		市長	部局横断的な事業展開が必要と思うがどのような体制で 取り組むのか	歴史文化課
		市長	御蔵の整備拡充について関係部署間の連携をどのよう にとろうとしているのか	歴史文化課
			※都市整備部景観政策課と連名で	
		教育長	(2) 人口内耳 市内の人工内耳装用児童を含む難聴児童の実態は	学校教育課
		教育長	相談内容のような声を把握しているか	学校教育課
	教育長	障がいを持ちながらも夢を抱いて学んでいる子どもたち の実態を学校全体で把握しこの子たちに寄り添った学校 運営を期待するが見解は	学校教育課	

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)	
	2 大畑 正二 (創盛会)		(3) エアコン設置		
		部長	エアコン設置に係る事業費の概要を示せ	総務課	
		部長	エアコン設置後の年間維持費をどのように見込んでいるのか	総務課	
		部長	市立高校に設置した場合の事業費を示せ	学務教職員課	
		部長	工事の手順と発注業者選定の考え方を示せ	総務課	
		部長	エアコン設置に係る維持費は、今後別枠で予算を確保するとの考え方でいいか	総務課	
	3 千葉 伸行 (盛友会)		【該当なし】		
	4 田山 俊悦 (盛友会)		【該当なし】		
	5 高橋 和夫 (共産党)		【夜間中学校の必要性について】		
		教育長	市と県が協力して夜間中学校を建設すべきと考えるが所見を示せ	学務教職員課	
	6 細川 光正 (市政クラブ)		【文化政策について】		
			(2) 大館町遺跡公園の整備		
		部長	大館町遺跡の整備計画はどうなったのか	歴史文化課	
	12月11日 (火)	7 宮川 寿 (盛友会)		【盛岡市立学校の施設修繕について】	
			部長	11月末現在の小中学校からの修繕の申請件数を示せ	総務課
			部長	要請された修繕は全て年度内に終了できるのか	総務課
			部長	修繕に関わる予算額と予算が不足した場合の対応はどのようにしているのか	総務課
部長			教育委員会として小中学校からの修繕依頼はどのように受けているのか	総務課	
部長			対応職員の増員等業務体制の見直しが必要と思うがどうか	総務課	
部長			市立高校野球部のバックネットについて早急に整備すべきと考えるがどうか	学務教職員課	
部長			小中学校等への空調設備の設置が計画されているが業務量はどれほどになるのか	総務課	
部長		現在の体制で対応可能なのか	総務課		
8 中村 亨 (市政クラブ)			【市政運営について】		
		部長	歴史的風致維持向上計画の認定により今後国からどのような支援拡充が見込まれるのか ※都市整備部景観政策課と連名で	歴史文化課	
9 後藤 百合子 (盛友会)			【該当なし】		
10 小林 正信 (公明党)		【子ども・若者支援について】			
	教育長	適応指導教室とスクールソーシャルワーカーの連携や、児童生徒の家族への包括的な支援はどのようになされているか	学校教育課		
	教育長	学校と子ども・若者支援の諸団体との連携の現状を示せ	学校教育課		
	教育長	今後さらに学校と様々な居場所との連携、不登校児童生徒の包括的支援の強化を行っていくべきと考えるが所見を示せ	学校教育課		

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
	11 庄子 春治 (共産党)		【該当なし】	
	12 鈴木 努 (共産党)		【該当なし】	
12月12日 (水)	13 池野 直友 (公明党)		【教育行政について】	
			(1) 学校の安全対策	
		部長	オストメイト対応トイレ設置に関する市の考え方と方向性を示せ	総務課
		部長	空調, トイレの整備後どのようなことに着手する考えか示せ	総務課
			(2) 学校の避難訓練	
		部長	学校での避難訓練の取組, 計画等にどのような変化が見られるか	学校教育課
		部長	教育委員会では学校にどのようにアドバイスしているのか, 危機管理の考え方と併せて示せ	学校教育課
			【先人の知恵について】	
			(1) 原敬	
		教育長	教育長の原敬に対する思い, 所見を示せ ※市長の所見は市長公室	学校教育課
	14 鈴木 一夫 (市政クラブ)		【地域づくりについて】	
			(2) 高齢化と地域活動	
		部長	無形民俗文化財の団体の実態をどのように把握しているか	歴史文化課
		部長	市は団体の存続のための支援はしないのか	歴史文化課
		部長	今後10年で活動が困難になる団体をどのようにみているのか	歴史文化課
		部長	市内の伝統行事は全て記録・保存できているのか	歴史文化課
		部長	市は後継者問題に積極的に仲介すべきと思うがどうか	歴史文化課
		部長	官民挙げて地域文化活動を醸成する機運を高めてほしいが所見を示せ	歴史文化課
			【教育について】	
			(1) いじめ対策と弁護士との関係	
		教育長	子どもSOSダイヤルの相談状況はどのようになっているか	学校教育課
		教育長	教育現場への学校弁護士(スクールローヤー)の配置を提案するが教育長の所見を示せ	学校教育課
	(2) 仮称仙北中第二体育館			
部長	第二体育館になぜトイレを整備しないのか	総務課		
部長	現在の体育館と第二体育館を移動できる渡り廊下の設置を要望するが見解を示せ	総務課		
部長	校庭へのナイター設備を再度要望するが見解を示せ	総務課		
15 鈴木 礼子 (共産党)		【性の多様性を尊重する取組について】		
	教育長	文科省の「性同一性障害に対するきめ細かな対応の実施について」の通知への市教委の対応を示せ	学校教育課	
	教育長	教員への研修, 子どもたちの発達段階等を踏まえた人権学習の対策はどのようになっているか	学校教育課	
		【学校施設へのエアコン設置について】		
	部長	小中学校と幼稚園へのエアコン設置の具体的内容を示せ	総務課	
	部長	市立高校へのエアコン設置の財源を示せ	学務教職員課	
	部長	資材等は期日までに十分間に合うのか	総務課	
	部長	特別教室, 体育館への対応はどのように検討しているか	総務課	
部長	懸案の給食室への設置はどのように検討しているか	学務教職員課		

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)	
	15 鈴木 礼子 (共産党)	部長	エアコン設置による年間の電気料金の負担増はどの程度見込まれるのか	総務課	
		部長	総務相が電気料金を普通交付税で措置すると述べたがどのように対応するのか	総務課	
			【地域課題について】		
		部長	(1) 松園児童センター・松園老人福祉センターの機能移転 松園小学校プールの全面改修の見通しを示せ	総務課	
	16 豊村 徹也 (創盛会)		【該当なし】		
	17 竹花 せい子 (市政クラブ)			【学校施設の整備状況と見通しについて】	
				(1) 市内小中学校の空調設備設置後の使用条件・メンテナンス	
		部長	市内小中学校の空調設備設置後の使用条件についての考えを示せ	総務課	
		部長	市内小中学校の空調設備設置後のメンテナンスについての考えを示せ	総務課	
				(2) 市内小中学校のトイレの洋式化の見通しと多機能トイレの整備計画	
		市長	市内全小中学校のトイレの洋式化に48年間もかかることについての所見を示せ	総務課	
		市長	学校のトイレに多機能トイレを導入することについての所見とその整備計画を示せ	総務課	
				【市内小中学校に対する予算配分について】	
		部長	今後の教材備品措置率の見通しについての考えを示せ	学校教育課	
		部長	学校配分予算を5年前の水準に戻す時期についての考えを示せ	学校教育課	
		【市内公立幼稚園・小中学校及び市立高等学校の「性別で分けない名簿」について】			
教育長	過去3年間の「性別で分けない名簿」の採用率について幼稚園、小学校、中学校、市立高等学校ごとに示せ	学校教育課			
教育長	採用率を踏まえ「性別で分けない名簿」導入の拡大についての考えを示せ	学校教育課			
12月13日 (木)	18 高橋 重幸 (市政クラブ)		【教育行政について】		
			(1) 子どものゲーム依存症対策		
		教育長	教育委員会はゲーム依存をどのように認識しているのか	学校教育課	
		教育長	学校等でゲーム依存の実態を調査したことはあるか	学校教育課	
		教育長	ゲーム依存に関する相談等はあるか	学校教育課	
				【盛岡市立高校について】	
			(1) 野球部の学校地外への飛球対策	(市立高校)	
		部長	市立高校の野球部練習中に打球が民家に損害を与えたことを把握しているか	学務教職員課	
		部長	どのような対応をしているのか	学務教職員課	
		部長	グラウンドでの対外試合の自粛は学校側の方針か	学務教職員課	
部長	ネットのかさ上げやピッチャーマウンドの移設は可能か	学務教職員課			
		(2) 創立100周年記念事業	(市立高校)		
部長	市としてどのような記念事業を考えているのか	学務教職員課			

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
	19 神部 伸也 (共産党)		【学校給食について】	
		部長	学校給食における「親子方式」は大いに研究・検討すべきと思うが、市は初めから検討する余地もないと考えているのか	学務教職員課
		市長	給食費完全無料化に向けた取組を進めるべきと思うが市長の所見を示せ	学務教職員課
		部長	教育委員会では給食費の完全無料化に向けた動きをどのように把握しているか、また何か検討、研究しているのか	学務教職員課
			【学校の読書活動について】	
		教育長	学校図書館の充実は重要な課題と認識しているが、教育委員会の所見を示せ	学校教育課
		教育長	学校司書の配置はどのような基準で決定されるのか	学校教育課
		教育長	勤務の実態はどうなっているのか	学校教育課
		教育長	学校の司書教諭に学校図書館活動を保障するための対策を検討すべきではないか	学校教育課
		教育長	学校司書の抜本的な増員を図るべきではないか	学校教育課
	教育長	もっと学校図書館予算を増やすべきと考えるが所見を示せ	学校教育課	
	教育長	アクティブラーニングが増える中で学校図書館の役割が重要といわれているが、そうした視点での学校図書館整備の充実を図るべきと考えるが所見を示せ	学校教育課	
	20 伊勢 志穂 (市政クラブ)		【市立図書館について】	
部長		市立図書館の今後の方向性を示せ	生涯学習課	
部長		この問題について市民意見の聴取をどのように行っているのか	生涯学習課	
12月13日 (木)	<一問一答>			
1	守谷 祐志 (無所属)		【該当なし】	
	2 中野 孝之助 (盛友会)		【該当なし】	
	3 伊達 康子 (公明党)		【学校におけるAED設置の在り方について】	
		部長	学校ではAEDをどこに設置しているのか	学校教育課
		部長	土日夜間の利用は可能か	学校教育課
		部長	AEDの実際の使用実績を示せ	学校教育課
	4 櫻 裕子 (盛友会)		【市立図書館について】	
			(1) 耐震診断の結果	
		部長	耐震診断結果の具体的数値を示せ	生涯学習課
		部長	市立図書館は現状であと何年持つのか	生涯学習課
			(2) 今後の整備方針	
		部長	平成26年3月議会で示した建替えという方向性は変わっていないか	生涯学習課
		部長	今後策定する整備方針はどのような内容になるのか	生涯学習課
		部長	整備方針は行政主導で決めるのか、市民意見の反映方法や専門家を入れた専門委員会設置の考えは	生涯学習課
部長		市立図書館が現在地に建設された経緯、これまで果たしてきた役割をどう評価しているか	生涯学習課	
部長		これからの図書館のあるべき姿をどう考えるか	生涯学習課	
部長	基本計画策定に向けたスケジュールを示せ	生涯学習課		

(3) 平成30年度盛岡市教育振興運動地区別集会について（実施状況報告）

地区	期日・会場 参加者数	発表学校区	「実践主題」		
			○実践の成果	◎情報機器の適切な利用	◆課題
第Ⅰ地区	11月18日（日） 仙北小学校 （205名） うち児童生徒 0名	仙北小学校区	「家庭・地域社会・学校がそれぞれの役割を理解し、連携し合いながら、よく考え、豊かな心でたくましい子どもを育てよう」 ○今年度の実践に当たり、これまでのそれぞれの取組を改めて見直した上で、児童の参画や、幅広い保護者の協力体制の構築を図る等、充実した取組が展開されている。 ◎情報モラル教育に関する講演会、情報機器の適切な利用に関するアンケート調査を踏まえ、PTAによる情報機器の適正な利用に関する提言として、啓発に取り組んでいる。 ◆地域の歴史・文化といった観点から、地域への誇りを持ち、更に積極的に地域に関わる活動を展開していく必要がある。		
		仙北中学校区	「たくましく生きる仙北中生を育む」 ○地区の大人と一緒に行事に参加することを奨励するとともに、地区の要請に生徒が応えられるような体制を構築し、より一層中学生の参画意識の高揚と、地域の一員としての自覚を高めている。 ◎「盛岡市5か条のスマホルール」を基に、家庭でのルール作りに取り組み、さらに見直しが行われるよう「学校便り」を通じて、各家庭の取組や約束を紹介している。 ◆地域活動への参加に係る実践では、地区によって活動回数に差が生じており、生徒及び世話人の負担もあるため調整が必要である。		
第Ⅱ地区	10月27日（土） 北厨川小学校 （240名） うち児童0名	北厨川小学校区	「五者が一体となって『たくましく生きる盛岡の子』を育もう～かしこく・あかるく・たくましく～」 ○挨拶運動、見守り活動等、地域が一体となった活動を展開しており、前年度の取組の課題を受け、緊急連絡網の体制整備を行い、関係団体との連携を密にしている。 ◎学校における子どもたちの情報モラル教育の取組を広報等で、家庭・地域で共有し、情報機器の適切な利用の啓発へとつなげている。 ◆子どもの減少及び地域の高齢化が進む中、各種行事等の参加の在り方について検討が必要である。		
		月が丘小学校区	「家庭・地域・学校が一体となって、たくましく生きる盛岡の子を育てよう！～いつも元気な月が丘～」 ○PTA、地域、おやじの会等の地域の力が結束し、児童を主体とした地区活動が多岐にわたって展開され、学校での様々な教育活動に対しても惜しみない協力をいただいている。		

			<p>◎情報モラル教育について、講演会の開催に当たり、家庭教育学級、地区懇談会と抱き合わせて実施し、講演後には、地区毎に意見交換の場を設定する等、理解の促進を図っている。</p> <p>◆来年度「滝沢市立滝沢中央小学校」の開校に伴い、学校区に在住の児童がいなくなることにより、学校区の自治会（穴口自治会）との連携の在り方について協議の上、連携を図っていく必要がある。</p>
第Ⅲ地区	10月28日（日） 上田中学校 （244名） うち生徒36名	上田中学校区	<p>「親子の対話を深め 地域での交流を図り 社会参加活動を進めよう」</p> <p>○PTAが、町内会を基本とした地域と中学生をつなぎ、地域のサポートを受けながら、中学生を主体とした地区活動が多岐に渡って展開されている。</p> <p>◎PTA学校支援委員会が中心となり、生徒と保護者を対象とした実態調査を行い、双方の視点から今後の取組の方向性を見出す実践に結び付いている。</p> <p>◆既存の活動を、地域や生徒の実態に合わせて見直し、充実・発展させていくことが求められる。</p>
第Ⅳ地区	11月4日（日） 松園地区公民館 （127名） うち児童生徒 0名	米内小・中学校区	<p>「かかわりあいとつながりを大切にし、心豊かな子どもを育てよう」</p> <p>○町内会組織に教育振興の仕組みが確立されており、幼児・児童生徒を対象に、地域の自然環境を生かし、「すすんで体験」と「じっくり学習」を効果的に組み合わせた実践を展開している。</p> <p>◎地区懇談会において、スマートフォンやインターネットの利用等について話題にし、学校・家庭・地域で共通確認をしている。</p> <p>◆教育振興協議会として、情報機器の適切な利用に関して踏み込んだ実践が求められる。</p>
		松園小学校区	<p>「家庭・地域社会・学校が一体となって、心豊かな『松小の子』を育もう」</p> <p>○「まつぞのぐんぐん塾」をはじめとして、これまでも学校・地域・保護者が連携した取組に加え、防災訓練を実施したことにより、顔の見える関係づくりにつながっている。</p> <p>◎実態調査から見えてきた課題を踏まえて、児童を対象とした講演会を実施し、生活習慣の見直しにも結び付けている。</p> <p>◆地域との積極的な交流をめざした「挨拶運動」については、「いつでも」、「どこでも」、「一人でも」、「元気よく」挨拶をかわすことができるよう、継続的な指導が必要である。</p>

地区	期日・会場 参加者数	発表学校区	「実践主題」
			○実践の成果 ◎情報機器の適切な利用 ◆課題
第V地区	11月17日（土） 盛岡劇場 （155名） うち児童生徒 1名	城南小学校区	<p>「ふれあい活動や読書活動を通して、心豊かな城南の子を育てよう」</p> <p>○地域や少年指導員等の協力を得ながら、31年もの伝統的行事として定着してきた「城南祭」は、親子の絆、地域の絆を実感できる絶好の機会となっている。</p> <p>◎家庭教育学級において、情報メディアに関する講演会を開催し、保護者の理解の促進を図っている。</p> <p>◆子ども会単位で実践したこともある「地域安全マップ」作りをとおした、危険箇所の認知、及び安全意識の高揚を図っていく必要がある。</p>
		城東中学校区	<p>「生徒・保護者・教職員一人一人が、地域社会の一員としての自覚を深め、地域行事やボランティアに参加しよう」</p> <p>○「地域清掃活動」や「スノーバスターズ」等、生徒自身が地域社会の一員として貢献し、「地域に役立つ城東中生」としての自覚を高めている。</p> <p>◎「情報機器利用の実態調査」、「盛岡市5か条のスマホルール」を基にした家庭でのルールづくりとともに、「ノーメディア学習」にも取り組み、生活習慣の見直しにも結び付いている。</p> <p>◆多様な読書活動の実践を継続していく上で、図書ボランティアの人員確保が求められる。</p>
第VI地区	11月10日（土） 飯岡小学校 （237名） うち児童生徒 17名	飯岡小学校区	<p>「家庭・地域社会・学校が一体となって『たくましく生きる飯岡の子』を育もう」</p> <p>○地区子ども会行事における読書活動の設定、さらに地区懇談会においても読書に関する情報交換を行う等、大人が子どもの児童の読書活動の機会の充実や、その習慣化に積極的に働きかけている。</p> <p>◎情報モラル教室の実施、「情報機器の利用調査」を踏まえ、「盛岡市5か条のスマホルール」を基に、学校独自の5か条（案）を作成し、取組を発展させている。</p> <p>◆児童の急増・減少の二極化が見られ、活動が困難な地区もあるため、広報活動を行い、地域との連携を充実させていくことが必要である。</p>
		飯岡中学校区	<p>「地域は飯中生に関心をもとう、飯中生は、地域から学ぼう」</p> <p>○「飯岡地区エスペロの会」と連携を図りながら、アルミ缶回収等、地域ぐるみで多様な活動を継続して取り組んでいることが生徒の健全育成につながっている。</p> <p>◎「スマホ・ケータイ親子安全教室」の実施や、地区懇談会において「盛岡市5か条のスマホルール」の再確認を行う等、地域や保護者への理解促進を図っている。</p> <p>◆学習・部活動に費やす時間が多くなる中、地域活動への参加等の工夫を行い、活動の継続・充実を図っていく必要がある。</p>

第 VII 地 区	11月11日(日) 姫神ホール (224名) うち児童生徒 46名	渋民小学校区	<p>「家庭・地域社会・学校が一体となって地域の宝を育てよう」</p> <p>○稲作体験、石川啄木記念館等、地域の財産を生かし、保護者や地域をまきこんだ豊かな体験活動を継続発展させてきている。</p> <p>◎年度当初に各家庭で「私のゲーム・テレビ・スマホ等の時間」を決め、「まなびフェスト」と連動させた取組を推進している。</p> <p>◆児童の実態から、情報機器の適切な利用に向けて、今後も学校と家庭の共通理解を図っていく必要がある。</p>
		生出小学校区	<p>「地域・学校の協働で心身ともに豊かでたくましい『生出っ子』を育てよう」</p> <p>○地域の自然、産業、文化、歴史等、地域や岩手大学の学生等の協力を得ながら、「地域を知る」豊かな学習活動が展開されている。</p> <p>◎「盛岡市5か条のスマホルール」を基に、親子でのルールづくりや、PTA研修として、情報メディアに関する講演会を開催し、保護者の理解促進を図っている。</p> <p>◆現在の活動を今後も推進していく上で、無理なく効果的に取組の継続が図られるよう内容の精選や見直しを行っていく必要がある。</p>
		渋民中学校区	<p>「地域・家庭・学校の連携により、賢く心豊かでたくましい子どもを育てよう」</p> <p>○地区の自治会のサポートを受け、奉仕活動や地域行事の企画運営に中学生を参画させる等、めざす目標を合わせて活動しているため、体験活動が生徒の健全育成に結び付いている。</p> <p>◎家庭での情報機器利用のルールづくりの取組とともに、その取組状況を地域にも発信している。</p> <p>◆子どもの減少及び地域の高齢化が進む中、各種行事等を総合的に展開していく必要がある</p>
参加者合計 1,432名 (うち児童生徒 100名)			※平成29年度参加者合計 1,808名 (うち児童生徒 207名)

<まとめ>

- ・家庭、地域、学校がそれぞれの役割を明確にし、連携、協力し合うことで、児童生徒を健全に育むための組織的・継続的な取組がなされている。
- ・児童生徒の減少、地区の方々の高齢化等、各実践区の現状を踏まえ、それぞれの実践に適宜評価を加えながら、組織や内容の見直しを図り、充実した取組につなげている。
- ・各地域の自然、伝統、文化といった特徴を生かして、地域ならではの特色ある取組がなされていることで、児童生徒の地域への誇りが育まれ、自分自身を育む地域への愛着が、自己肯定感の育成につながっている。
- ・第11次5か年計画の重点の一つである「情報機器の適切な利用」については、それぞれの学校区の実態を丁寧に把握し、課題に応じた取組が展開されている。各学校区の実践を交流し合うことにより、活動の一層の充実を図っていくこととしたい。
- ・地区別集會に、地域の様々な立場の方々に、より多く参加していただけるような方策の検討が必要である。

(4) 盛岡市における部活動の在り方に関する方針について

盛岡市における部活動の在り方に関する方針

平成 30 年 12 月

盛岡市教育委員会

目 次

盛岡市における方針策定の趣旨等	・ ・ ・	1
1 適切な運営のための体制整備	・ ・ ・	2
(1) 部活動の方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・ ・	4
(1) 運動部活動における適切な指導の実施		
(2) 文化部活動における適切な指導の実施		
(3) 体罰の禁止及び安全管理の徹底		
3 適切な休養日等の設定	・ ・ ・	5
(1) 部活動休養日及び活動時間の基準		
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境 の整備	・ ・ ・	7
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置		
(2) 運動部活動における地域との連携等		
(3) 文化部活動における地域との連携等		
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・ ・ ・	8

盛岡市における方針策定の趣旨等

- 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月 スポーツ庁）及び、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 6 月）に則り、中学校段階及び高等学校段階における運動部及び文化部を対象として、「学校における働き方改革のための業務改善方針」策定と併せ、本市の実情を踏まえ策定するものである。
- スポーツ・文化芸術等の分野においては、平成 28 年度の希望郷いわて国体・大会のレガシーを継承し、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりなどに努めていくことが求められている。
- しかしながら、本市においても、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じたり、学校外のスポーツ活動や文化的活動等に取り組む生徒が見られたりするようになっている。
- また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。
- 本市においては、学習指導要領に基づき、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、平成 28 年度に策定した「部活動の適正な在り方」の趣旨も踏まえ、子どもの豊かな人間性、社会性を育むよう、部活動の方針を検討する。今後においても、持続可能な運営体制が整えられるようにするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。
- なお、市教育委員会は、本方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、関係者の協力を得ながら、方針の再検討も含め、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 市教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)。(以下「国のガイドライン」という。)及び「岩手県における部活動の在り方に関する方針」(以下「県の方針」という。)に則り、「盛岡市における部活動の在り方に関する方針」(以下「市の方針」という。)を策定する。

市の方針は、中学校段階及び高等学校段階における運動部及び文化部を対象として、本市の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長は、市教育委員会の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定及び公表する。

各部の責任者(以下、「部顧問」という。)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

なお、練習時間を補完する等の目的で、中学校において、活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動(父母会・スポーツ少年団等)(以下、「部活動を補完する活動」という。)については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、市教育委員会の方針を踏まえた活動となるよう、校長及び部顧問は主催者と連携を図る。

ウ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員^{注1}の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を適宜任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、

適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を補完する活動等の活動内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツ活動や文化的活動等を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を行う。

オ 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

カ 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」^{注 2}を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

注 1 部活動指導員

- ・ 学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。）
- ・ 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。
- ・ 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。

注 2 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤 4 項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝

や夜間等，通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合，服務監督権者は，正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は，運動部活動の実施に当たっては，文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り，生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。），事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。市教育委員会は，学校におけるこれらの取組が徹底されるよう，学校保健安全法等も踏まえ，適宜，支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は，スポーツ医・科学の見地からは，トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること，また，過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め，必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し，競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により，休養を適切に取りつつ，短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

また，運動部顧問は，生徒とコミュニケーションを十分に図りながら，生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに，バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう，適切な指導を行う。

その際，専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し，発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は，中央競技団体^{注3}が作成する運動部活動用指導手引等を活用して，上記ア，イに基づく指導を行う。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア (1) アについては，文化部においても同様の考え方に基づく指導を行う。

イ (1) イについては，特に，生涯を通じて文化的活動等に親しむ基礎を培う

ことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

注3 中央競技団体 スポーツ競技の国内統括団体

(3) 体罰の禁止及び安全管理の徹底

ア 部活動顧問は、指導と称して殴る、蹴ること等の体罰を行わないのはもちろん、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないとの認識を持ち、これらの行為は、絶対に行わない。

イ 部活動顧問は、部活動活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては、水分補給や休息をしっかりと行い、熱中症に十分配慮するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、活動を原則として行わない。また、暴風、雷等の場合は、部活動の中止の判断を的確に行う。

ウ 各学校は、AED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底する。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動休養日及び活動時間の基準

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^{注4}も踏まえ、下記を基準とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、文化部活動についても、望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう、運動部活動同様の基準を適用する。

盛岡市の部活動休養日及び活動時間の基準

【中学校】

- ① 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- ② 1日の活動時間は、長くとも平日は1～1.5時間程度、学校の休業日は2～3時間程度とする。

【高等学校】

- ① 週1日以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上
の休養日の設定に努める。
- ② 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、適切に設定する。

- ・ 中学校において、部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）が行われる場合においても、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえた活動とする。
- ・ 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・ 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・ 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

イ 市教育委員会は、下記ウに関し、適宜、調査を実施し実態を把握するとともに、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドライン及び県の方針において設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「市の方針」に則り、部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 校長は、定期試験前後の一定期間（例えば、一週間）等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安、参加する大会数の上限の目安等、地域や学校の実態を踏まえた設定について検討を行う。

注4 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）から抜粋

- ・ ジュニアアスリートの育成に関して、保護者やコーチ等の関係者は、適切な栄養、十分な睡眠、学業、心身の健康と社会活動への参加等を含めた、バランスの良いライフサイクルで過ごすことができるようにすること、練習量を制限し、楽しく満足して活動ができるようにすること等を提言している。（国際オリンピック委員会「エリートジュニアアスリートに対する声明」2008年）
- ・ ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はス

スポーツ活動を全く行わない休養日を設けること等を提言している。（米國小児学会「ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害，オーバートレーニングとバーンアウトについて」2007年）

- ・ 16時間／週以上のトレーニングを行うと，医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まることに留意すべきであること等を提言している。（アメリカ臨床スポーツ医学会「ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明」2014年）
- ・ 16時間／週以上のスポーツ活動をしている女子は，16時間／週未満の女子に比べて疲労骨折の罹患率が約2倍であった。（Loud KJ, et al「Correlates of Stress Fractures Among Preadolescent and Adolescent」2005年）

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は，学校外のスポーツ活動や文化的活動に取り組む生徒に配慮した取組を推進する。

イ 校長は，学校単独で大会に出場できない場合は，関係団体の参加資格等を踏まえ，複数校による合同チームで出場するなど，部顧問等と相談するなど，生徒の活動の機会が損なわれないよう，学校の実情に応じて配慮する。

ウ 市教育委員会は，生徒数減少等の地域の実情を踏まえ，生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう，複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直し等について，必要に応じて，関係団体等との連携を図る。

（2）運動部活動における地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は，生徒のスポーツ環境の充実の観点から，学校や地域の実態に応じて，地域のスポーツ団体，総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団等との連携，保護者の理解と協力等による，学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち，学校と地域等が連携して推進するよう努める。

イ 市教育委員会は，部活動指導員の任用・配置や，運動部顧問等に対する研修等，スポーツ指導者の質の向上に関する取組について，関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 市教育委員会は，研修会への参加の働きかけやパンフレットの配布により，校長は，説明会等により，学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のため

の教育，スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で，地域と連携した取組を推進することについて，関係者の理解と協力を促す。

(3) 文化部活動における地域との連携等

4 (2) については，文化部においても同様の考え方に基づく取組を行う。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教育委員会は，合同部活動等に係る参加規程や，大会等の規模及び日程の在り方等について，関係団体と連携を図りながら検討するなど，本市の実情，生徒や部顧問の負担等を踏まえた取組となるよう，必要に応じて働きかけを行う。

イ 校長は，参加する大会等を精査する等，生徒の教育上の意義や，生徒や部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。

議案第18号

臨時専決処理につき承認を求めることについて

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により次のとおり臨時専決処理したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年12月26日提出

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁 一

臨時専決処理書

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について市長に意見を申し出ることについて、教育委員会の会議を招集する暇がないと認めたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、次のとおり臨時専決処理する。

平成30年12月10日

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁 一

市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について

平成30年12月盛岡市議会定例会に市長が提案する次の議案について、同意するものとする。

平成30年度一般会計補正予算（第4号）（教育委員会分）

臨時専決処理の理由

平成30年12月盛岡市議会定例会に教育委員会に関する議案を市長が提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会としての意見を市長に申し出ようとするものである。